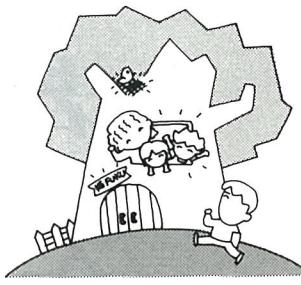


住民税シリーズ



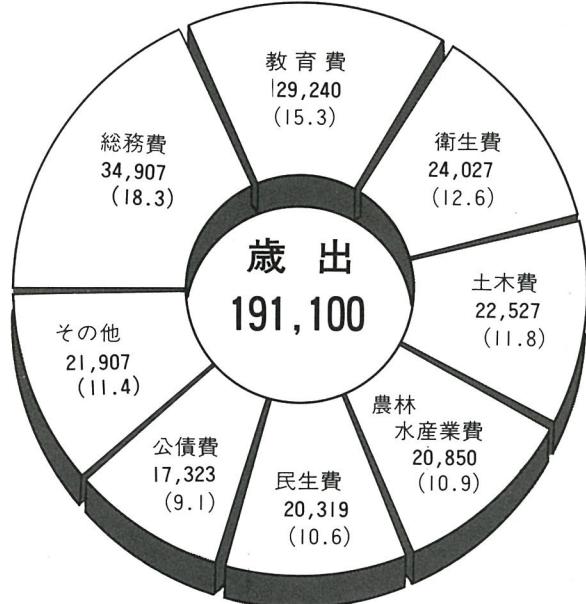
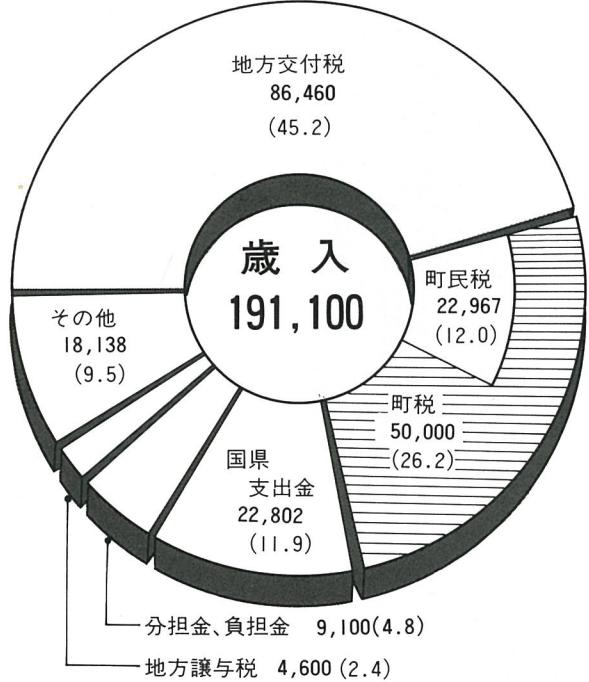
(その2)

町の財政

町が仕事を行うためのお金の収支を財政といい、収入を歳入、支出を歳出と呼びます。

歳入には、わたくしたちが町に納める税金のほか、国や県からの支出金、どの市町村も均しい水準の仕事ができるよう配分される地方交付税などがあります。

歳入歳出の状況 単位：万円(%)
(昭和60年度予算より)



町税のゆくえ

光町の昭和58年度中に納められた町税を一世帯当たりにしますとおよそ158,500円で、また、このうち個人の町民税はおよそ63,000円になります。一方町の歳出総額は、一世帯当たりおよそ829,500円になります。

わたくしたちが納めた町税（町民税や固定資産税などを含む）10,000円が、その他の資金とあわせてどのような目的に使われたかをみると図のようになります。

(昭和58年度決算から)

総務費	2,104円 戸籍、選挙その他役場の事務全般に
教育費	2,046円 学校、公民館、給食センターの建設、運営などに
衛生費	1,585円 水道、ごみ、病院などに
土木費	1,086円 道路、公営住宅などに
公債費	942円 地方債の償還に
農林水産業費	673円 農業振興、農道整備などに
消防費	633円 火災予防、消火、救急活動などに
民生費	531円 老人、児童の福祉などに
議会費	373円 町議会の運営に
町税 その他の資金	

(つづく)

土地の固定資産税が毎年あがるのは…：

Q 土地について、三年に一度評価替えが行われ、次の評価替えまでの間は価格が据え置かれると聞きましたが、毎年税額があがるのはなぜでしょうか。

昭和六十年度の評価替えに伴う六十年度から六十二年度までの税負担については、宅地等の場合には毎年度の税負担の増加が最高三割を超えており、一般的農地の場合には毎年度の税負担の増加が最高二割を超えない範囲で、負担調整措置を講ずることとされています。